



令和元年12月20日 14時00分  
資料配布 近畿地方整備局

不誠実な行為を行ったことによる指名停止措置について

令和元年11月1日、セコム株式会社の使用人が出勤先の民家で窃盗と住居侵入の疑いで逮捕されたことが判明した。

近畿地方整備局は、有資格業者の使用人が出勤先の民家で窃盗と住居侵入の疑いで逮捕されたことについて、令和元年12月20日、同者に指名停止の措置を行った。

【指名停止】不正又は不誠実な行為(東京 1社)  
・セコム株式会社

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ  
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局  
大阪府中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎第1号館 TEL06-6942-1141  
総務部契約課長 嶋津 秀文(内線 2511)  
総務部契約課長補佐 濱川 泰良(内線 2512)  
神戸府中央区海岸通29  
神戸地方合同庁舎 TEL078-391-7576  
総務部経理調達課長 田中 和弘 (内線 6310)  
総務部経理調達課長補佐 石崎 英治 (内線 6313)

令和元年12月20日

近畿地方整備局

## セコム株式会社に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

令和元年11月1日、セコム株式会社の使用人が出勤先の民家で窃盗と住居侵入の疑いで逮捕されたことが判明した。

### 2. 指名停止措置理由

セコム株式会社の使用人が、窃盗と住居侵入の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：セコム株式会社  
東京都渋谷区神宮前1-5-1  
代表取締役 尾関 一郎

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和元年12月20日から令和2年1月19日まで(1ヶ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。